

札幌市「子ども110番の家見舞金補償制度」実施要綱

(令和3年9月2日市民文化局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市（以下、「市」という。）が実施する「札幌市子ども110番の家支援事業」における「こども110番の家見舞金補償制度」（以下、「見舞金補償制度」という。）について必要な事項を定めることにより、市民が安心して「子ども110番の家」の取組に参加できるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども：18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 札幌市子ども110番の家支援事業：市民等が自主的に実施する「子ども110番の家」の取組を支援し、子どもを対象とした犯罪被害の抑止を図ることを目的とする、市の事業（以下、「支援事業」という。）。支援事業の内容は、「札幌市子ども110番の家支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に定める。
- (3) 実施団体：子どもの犯罪被害を抑止するため、実施要綱第7条に定める取組を実施している団体で、支援事業に登録している団体をいう。
- (4) 子ども110番の家：子どもが不審者又は犯人（以下「不審者等」という。）から避難する目的で実施団体に登録された建物で、登録者が居住、借受け、又は所有する、市内に存する建物をいう。（以下、「110番の家」という。）
- (5) 登録者：110番の家に居住し、借受け、又はこれを所有する者で、実施団体に110番の家として登録された者（法人を含む。）をいう。
- (6) 傷害見舞金：死亡見舞金、後遺障害見舞金、入院見舞金及び通院見舞金をいう。
- (7) 補償対象者：傷害見舞金の補償対象となる者をいい、次の区分に応じ、当該各区分に定める者とする。

ア 110番の家が住宅の場合

当該住宅の登録者及び当該住宅に居住する登録者の親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。以下同じ。）並びに登録者の別居の未婚の子

イ 110番の家が店舗及び事務所（店舗併用住宅及び事務所併用住宅を含む。以下「店舗等」という。）の場合

当該店舗等の登録者及び当該店舗等で事業を行う者並びにその従業員（ただし、当該店舗等が併用住宅の場合は、当該店舗等に居住する登録者の親族も含む。）

（8）補償対象物：第9条の規定により支払う建物損害見舞金の補償対象となる物件をいい、110番の家並びにその付属建物、付属設備及び収容動産（自動車、原動機付自転車を除く。）とする。

（見舞金補償制度の実施）

第3条 市は、見舞金補償制度を、損害保険会社と保険契約を締結することにより実施する。

（110番の家の登録）

第4条 この要綱に基づく補償対象制度の適用を受けるためには、実施団体の「子ども110番の家登録者名簿」（実施要綱別紙様式4）に記載されていなければならない。

（見舞金補償責任期間）

第5条 補償対象者が、この要綱に基づく補償対象制度の適用を受けられる期間は、110番の家を登録した日から、市の指定する更新日までの期間とする。

2 補償対象者が、当該更新日までに更新手続を行った場合は、次の更新日まで期間を延長する。ただし、期間の途中で登録を抹消した場合は、当該抹消日をもって終了する。

（見舞金補償制度適用事故）

第6条 見舞金補償制度が適用される事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）傷害事故

子どもが不審者等から避難する目的で110番の家に避難した時点から1週間以内に、不審者等から補償対象者が人的危害を受ける事故をいう。

（2）建物損害事故

子どもが不審者等から避難する目的で110番の家に避難している間に、不審者等から補償対象物が物的危害を受ける事故をいう。

(見舞金補償制度の適用除外)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害事故は、見舞金補償制度の対象としない。

- (1) 補償対象者の故意又は重大な過失
- (2) 補償対象者の親族の故意又は重大な過失
- (3) 補償対象者の使用者又は従業員の故意又は重大な過失
- (4) 補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (5) 補償対象者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って若しくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (6) 補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失
- (7) 補償対象者の妊娠、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置
ただし、傷害見舞金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りでない。
- (8) 補償対象者に対する刑の執行
- (9) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波などの自然災害
- (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- (11) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (12) 前3号に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (13) 第11号以外の放射線照射又は放射能汚染
- (14) 頸部症候群又は腰痛で他覚症状のないもの

2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた建物損害事故は、見舞金補償制度の対象としない。

- (1) 補償対象者又は補償対象物の所有者の故意
- (2) 補償対象者又は補償対象物の所有者の親族の故意
- (3) 補償対象者又は補償対象物の所有者の使用人又は従業員の故意
- (4) 補償対象者又は補償対象物の所有者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (5) 補償対象者又は補償対象物の所有者が法令に定められた運転資格を持たないで、又

は酒によって若しくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故

- (6) 差し押え、徴発、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使
- (7) 補償対象物の瑕疵
- (8) 補償対象物の自然の消耗若しくは性質によるさび、かび変色その他類似の事由又はねずみ食い、虫食い等
- (9) 補償対象物の擦傷、搔き傷又は塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって補償対象物の機能に支障をきたさない損害
- (10) 建物損害事故に起因しない補償対象物の電氣的事故又は機械的事故
- (11) 補償対象物である液体の流出
- (12) 補償対象物の置き忘れ又は紛失
- (13) 補償対象物に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- (14) 補償対象物に対する修理、調整の作業上の過失又は技術の拙劣によって生じた損害
- (15) 詐欺又は横領によって補償対象物に生じた損害
- (16) 楽器の弦の切断又は打楽器の打皮の破損
- (17) 楽器の音色又は音質の変化
- (18) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波などの自然災害
- (19) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- (20) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

(死亡見舞金の支払)

第8条 市は、補償対象者が第6条第1号の事故により傷害（有毒物質の吸入、吸収又は摂取により生ずる中毒症状を含む。以下同じ。）を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、補償対象者に対し、別表1に掲げる死亡見舞金の全額（同一事故に対して既に支払った後遺障害見舞金がある場合は、死亡見舞金の額から既に支払った金額を控除した額）を死亡見舞金として支払う。

（後遺障害見舞金の支払）

第9条 市は、補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、補償対象者に対し、別表2に掲げる後遺障害等級第1級から第3級までに掲げるものを重度後遺障害、第4級から第6級までに掲げるものを中度後遺障害、第7級から第14級までに掲げるものを軽度後遺障害とし、別表1に掲げる後遺障害見舞金の額を支払う。

- 2 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、その各々に対し前項の規定を適用し、その合計額を支払う。
- 3 別表2に該当しない後遺障害については、身体の障害の程度に応じ、かつ、同表の各号に掲げる区分に準じ、後遺障害見舞金の支払額を決定する。
- 4 既に身体に障害のあった補償対象者が第6条第1号の事故により障害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当したときは、加重された後の後遺障害の状態に対応する同表の各号に掲げる割合を適用して、後遺障害見舞金を支払う。ただし、既にあった身体の障害がこの要綱に基づく後遺障害見舞金の支払対象となったものであるときは、加重された後の後遺障害の状態に対する割合から、既にあった身体の障害に対応する割合を差し引いて得た割合により後遺障害見舞金を支払う。
- 5 前各項の規定に基づいて支払うべき後遺障害見舞金の額は、同一事故につき別表1に掲げる後遺障害見舞金の額をもって限度とする。

（入院見舞金の支払）

第10条 補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直後の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院した場合は、別表1に掲げる入院見舞金の全額を入院見舞金として支払う。

- 2 同一事故に対して入院見舞金の支払は1回限りとし、かつ、既に支払った通院見舞金がある場合は、前項の規定にかかわらず、入院見舞金の額から既に支払った金額を控除した額を入院見舞金として支払う。

（通院見舞金の支払）

第11条 補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障を生じ、かつ、通院した場合は、別表1に掲げる通院見舞金の全額を通院見舞金として支払う。

2 同一事故に対して通院見舞金の支払は1回限りとし、かつ、既に支払った入院見舞金がある場合は、通院見舞金は支払わない。

(建物損害見舞金の支払)

第12条 補償対象物が第6条第2号の事故により損害を被ったときは、その損害額に相当する額を建物損害見舞金として支払う。

2 前項の建物損害見舞金の額は、同一事故に対して別表1に掲げる建物損害見舞金の額をもって限度とする。

(事故の報告義務)

第13条 補償対象者又は登録者は、第6条の事故発生後、速やかに警察署へ被害届を提出し、当該事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び事故の程度を、「札幌市子ども110番の家支援事業に係る事故内容報告書(以下、『事故内容報告書』という。)(別紙様式1)により、所属する実施団体に報告しなければならない。

2 実施団体は、登録者からの報告を受けた後、報告内容について確認のうえ、当該報告の日からその日を含めて10日以内に、事故内容報告書(別紙様式1)を、市に提出する。

3 補償対象者又は登録者が市の認める正当な理由がなく、前項の規定に違反したとき、又はその通知若しくは説明について知っている事実を告げなかったとき若しくは不実のことを告げたときは、傷害見舞金又は建物損害見舞金(以下「見舞金」という。)を支払わない。

(見舞金の申請)

第14条 補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人)又は補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)が、見舞金の支払を受けようとするときは、事故の日から1年以内に、「札幌市子ども110番の家支援事業に係る見舞金支給申請書」(別紙様式2)のほか別表3に掲げる書類のうち市が求めるものを提出しなければならない。

- 2 市は、必要に応じて別表3に掲げる書類以外の書類を求めることができる。
- 3 補償対象者（死亡見舞金については補償対象者の法定相続人）又は補償対象物の所有者（建物損害事故の場合のみ）が、前2項の書類を提出しなかったとき、又は提出書類にしている事実を記載しなかったとき、若しくは不実の記載をしたときは、見舞金を支払わない。

（見舞金の支払）

第15条 市は補償対象者（死亡見舞金については補償対象者の法定相続人）又は補償対象物の所有者（建物損害事故の場合のみ）が前条の規定による手続きをした日からその日を含めて30日以内に、見舞金支給決定通知書（別紙様式3）により通知し、見舞金を支払う。ただし、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、見舞金を支払う。

（代位）

第16条 市が見舞金を支払った場合でも、補償対象者（死亡見舞金については補償対象者の法定相続人）又は補償対象物の所有者（建物損害事故の場合のみ）がその損害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、市に移転しない。

附 則

本要綱は、平成28年2月18日から施行する。

附 則

本要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表 1

死亡見舞金		1名につき	1,000万円
後遺障害見舞金	重 度	1名につき	1,000万円
	中 度	1名につき	300万円
	軽 度	1名につき	30万円
入院見舞金		1名につき	5万円
通院見舞金		1名につき	1万円
建物損害見舞金		1軒につき	3万円
建物損害見舞金（収容物）		1軒につき	3万円

別表 2

等 級	後 遺 障 害
第 1 級	<p>両眼が失明したもの</p> <p>咀嚼および言語の機能を廃したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両上肢の用を全廃したもの ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの ・両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	<ul style="list-style-type: none"> ・1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとする。以下同様とする。）が 0.02 以下になったもの ・両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ・神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの ・両上肢を手関節以上で失ったもの ・両下肢を足関節以上で失ったもの
第 3 級	<ul style="list-style-type: none"> ・1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ・咀嚼または言語の機能を廃したもの ・神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ・両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。以下同様とする。）
第 4 級	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ・咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの ・両耳の聴力を全く失ったもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの ・ 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの ・ 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したのものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。以下同様とする。） ・ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 になったもの ・ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ・ 胸腹部臓器の機能に著しい障害残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ・ 1 上肢を手関節以上で失ったもの ・ 1 下肢を足関節以上で失ったもの ・ 1 上肢の用を全廃したもの ・ 1 下肢の用を全廃したもの ・ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったのものとは、その全部を失ったものをいう。以下同様とする。）
第6級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ・ 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの ・ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ・ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 cm以上の距離では普通の和声を解することができない程度になったもの ・ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ・ 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ・ 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ・ 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの
第7級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ・ 両耳の聴力が 40 cm以上の距離では普通の和声を解することができない程度になったもの ・ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の和声を解することができない程度になったもの ・ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ・ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ・ 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの ・ 1 手の5の手指または母指を以外の4の手指の用を廃したもの ・ 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの ・ 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ・ 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。以下同様とする。） ・外貌に著しい醜状を残すもの ・両側の睾丸を失ったもの
第8級	<ul style="list-style-type: none"> ・1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ・脊柱に運動障害を残すもの ・1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの ・1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの ・1下肢を5cm以上短縮したもの ・1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ・1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ・1上肢に偽関節を残すもの ・1下肢に偽関節を残すもの ・1足の足指の全部を失ったもの
第9級	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ・1眼の矯正視力が0.06以下になったもの ・両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ・両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ・鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ・咀嚼および言語の機能に障害を残すもの ・両耳の聴力が1m以上の距離では普通の和声を解することができない程度になったもの ・1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の和声を解することが困難である程度になったもの ・1耳の聴力を全く失ったもの ・神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ・胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ・1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの ・1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの ・1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ・1足の足指の全部の用を廃したもの ・外貌に相当程度の醜状を残すもの ・生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	<ul style="list-style-type: none"> ・1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ・正面視で複視を残すもの ・咀嚼または言語の機能に障害を残すもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ・ 両耳の聴力が 1m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ・ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ・ 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの ・ 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの ・ 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの ・ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの ・ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの
第 11 級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ・ 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ・ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ・ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ・ 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ・ 1 耳の聴力が 40 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ・ 脊柱に変形を残すもの ・ 1 手の示指、中指または環指を失ったもの ・ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの ・ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第 12 級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ・ 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ・ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ・ 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの ・ 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ・ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ・ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ・ 長管骨に変形を残すもの ・ 1 手の小指を失ったもの ・ 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの ・ 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの ・ 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの ・ 局部に頑固な神経症状を残すもの ・ 外貌に醜状を残すもの
第 13 級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ・ 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ・ 正面視以外で複視を残すもの ・ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ・ 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・胸腹部臓器の機能に障害を残すもの ・1手の小指の用を廃したもの ・1手の母指の指骨の一部を失ったもの ・1下肢を1cm以上短縮したもの ・1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ・1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第14級	<ul style="list-style-type: none"> ・1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの ・3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ・1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ・上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ・下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ・1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ・1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ・1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ・局部に神経症状を残すもの

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいう。

別表3 見舞金申請書類

提出書類	見舞金種類	死亡	後遺障害	入院	通院	建物損害
1 事故状況報告書（別紙様式1）		○	○	○	○	○
2 見舞金申請書（別紙様式2）		○	○	○	○	○
3 警察署又は公の機関の事故証明書		○	○	○	○	○
4 死亡診断書又は死体検案書		○				
5 後遺障害若しくは障害の程度を証明する医師の診断書			○	○	○	
6 補償対象物の損害額を証する修理業者からの領収書又は修理見積書						○
7 補償対象者の法定相続人の戸籍謄本		○				
8 補償対象者の戸籍謄本		○				
9 補償対象者の法定相続人の印鑑証明書		○				
10 補償対象者の印鑑証明書			○	○	○	
11 補償対象物の所有者の印鑑証明書						○